

午前3時！通行規制中に事故2件！

片側交互通行規制中の事故が多発しています。特に夜中(午前3時台)や夕方に多く発生しています。

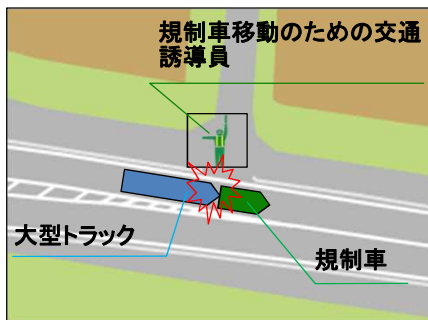
規制解除作業中のもらい事故

AM3時頃

【事故概要】

舗装修繕工事において、片側交互通行規制の保安施設の撤去がほぼ終了し、規制の解除に向け、注意喚起のための交通誘導員を規制車の後方に配置し、規制車の移動のために運転手が規制車に乗り込んだところ、**一般の大型トラックが規制車後部に追突**。交通誘導員は無事であったが、**規制車の運転手が負傷**、病院へ救急搬送したが、**早朝に死亡**した。

警察の見解では、**トラック運転手の前方不注意による交通事故の可能性が高い**とのこと。



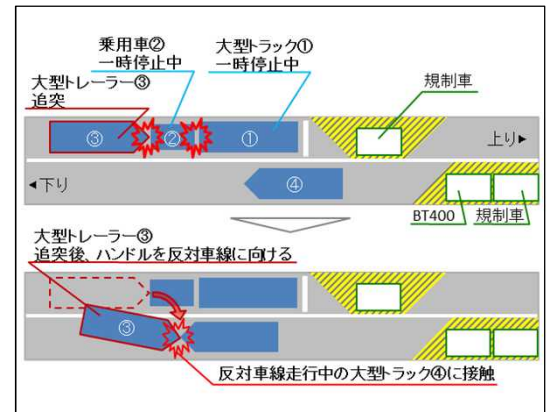
規制中の一般車両同士の事故

AM3時半頃

【事故概要】

橋梁点検において、片側交互通行規制中、上り線停止位置に2台(大型トラック、乗用車)が停止していたところ、**後方より大型トレーラーが衝突**。衝突後ハンドルを反対車線側に切ったため、下り車線走行中の大型トラックに再度接触。

警察の見解、大型トレーラー運転手証言から、**大型トレーラー運転手の居眠り運転が原因**と思われる。



一般車両の規制区間への突っ込み事故に注意！

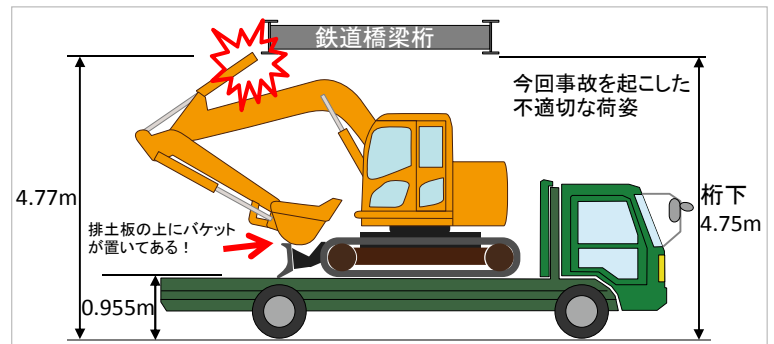
- 道路規制中の工事はもらい事故と隣り合わせであることを作業員全員が留意し、作業を行いましょう。
- 工事中であることを一般ドライバーに確実に伝えることが重要です。現場の状況や時間に応じた対策を行いましょう。
- 不注意により一般車両が突っ込んでくることを想定し、**今一度対策の確認**を行いましょう。
 - ・表示板、体感マットの設置位置や作業域との間隔を再確認しましょう。
 - ・AEDなど救命にかかわる講習や設備の設置も検討しましょう。
 - ・被害低減対策として、クッションドラム、デルタクッション等を活用しましょう。
 - ・クッションドラムはただ置くだけでなく必ず水袋等を充填するなど、保安道具は適正に使用しましょう。
- 一般車両が停止指示に従わず**身の危険を感じた場合、交通誘導員は直ちに安全な場所に避難**しましょう。

橋桁への重機接触で一時鉄道の運行に影響

【事故概要】

作業場所から車両ヤードへバックホウを回送中、国道を跨ぐ鉄道橋の桁にバックホウのシリンダー部分が接触、橋桁が一部損傷。これにより鉄道会社は約3時間程度運転を見合わせた。

バックホウ積込時にバケットを排土板の上に置いて走行したため、輸送時の高さが上がり、鉄道橋に接触したことが原因。(特車違反)



搬出・搬入車両の荷姿をチェック！

- 元請け者と運転手により資機材搬出車両の積載荷姿・高さ・重量等をチェックシートを用いてチェック、道路法・道路交通法(特殊車両許可)に適合しているか等、**事前確認**を徹底しましょう。
- 現地KYの徹底、現場内周知・反省会の実施など**安全に対する意識向上**を図りましょう。
- 工事出入り口に門型ゲートを設置するなど、**現地で高さを確認出来る環境を整え**ましょう。

近畿地区建設工事安全対策推進協議会（舗装部会） 現場点検合同パトロール報告

平成30年10月24日、近畿地区建設工事安全対策推進協議会*（舗装部会）にて、（一社）日本道路建設業協会・国土交通省現場点検合同安全パトロールを実施しました。

現場点検合同パトロールでの工夫事例等の指摘・改善内容について以下のとおりです。

各現場においても安全点検に活用し、一層の工事事故防止に努めてください。

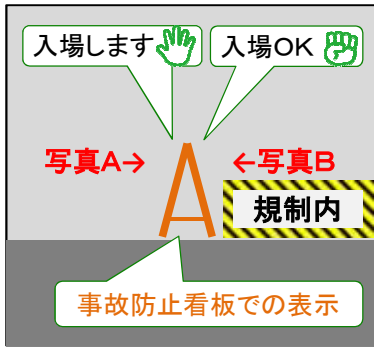


掲示情報↓



□現場内休憩所（喫煙ルーム）の外壁に「一人KY実践ハンドブック」「もったいない事例」を掲示しているのは非常に良いが、文字や写真などが小さすぎて作業員の方に分かりづらい。また、休憩室（喫煙ルーム）の中に掲示して、作業員の目に付きやすくした方が良い。

□熱中症対策として休憩室に温度・湿度計を設置し、工夫を行っている。



事故防止看板での表示



写真A

<看板の文字>
立ち入るときはパーの合図(入るよ)



写真B

<看板の文字>
パーの合図でグー(OK)の返し

□現場規制区域内への出入口の入口側と出口側でそれぞれ異なる文言（手合図）の事故防止看板を設置し、安全に対する工夫を行っている。



雑草↓



雑草↓

□現場内の既設ガードレール及びデリネータ（視覚誘導施設）が雑草で隠れている。下り坂でもあり、視認性が悪く、特に夜間はガードレール（道路の線形）が見えないと思われる。草刈りをするのが望ましい。



単管バリケード↓

トラロープ↓

約10cm

□単管バリケードの飛散防止として設置した「トラロープ」の設置位置が低く（路面から10cm程度）、作業員が足を引っかけて転倒等の危険性があるので、工夫が必要。

事故防止に向け、再度の安全確認を！

※近畿地方整備局では、安全対策の確立に向けて「公共工事の発注における工事安全対策要綱（平成4年7月1日）」を定めており、現場における事故の実態並びに安全管理上の問題点を明らかにし、これに対応した具体策の検討を行うため、直接、工事を施工する建設業界との意見交換の場として「近畿地区建設工事安全対策推進協議会」が設立されています。